

# 適正な利用を推進するために自然公園において進めていくべき取組（案）

資料1-2

	必要な対応	対応事例	対応上の課題	適正な利用を推進するために自然公園において進めていくべき取組
1	<b>受入体制整備</b>	・ガイドの登録制や講習制度、窓口の一元化も含めた情報発信（屋久島、日光等）	・引き続きガイド水準の向上等が必要。	・ガイド能力向上等に係る人材育成、インバウンド対応 ・自然体験プログラムの情報収集、情報提供、予約受付窓口の一元化 ・実施事業者の組織化等による連携体制の構築 等
2	<b>利用される自然環境資源、環境の維持、確保</b> 裸地化の進行、ゴミの投棄等への対応も含む	・看板の設置による周知（阿蘇）	・事務所からの意見では歩道等の草刈りや簡易修繕、看板の設置が課題との指摘。	・自然公園にふさわしい体験環境の整備（簡易修繕、草刈り、看板の設置等）
3	<b>自然体験フィールドにおける利用の質の向上</b> オーバーユースへの対応、動物の人慣れ、無断立入等への対応も含む。	・立入制限に係る制度の導入（小笠原、知床、奄美等） ・看板等による周知（阿蘇） ・自主ルールの設定（奄美大島等）	・事務やモニタリング等に係る組織体制の確保。 ・自主ルールに強制力はないため、指導に限界がある可能性がある。	・地域と一体となったルールの検討 ・必要に応じた法的措置の実施。
4	<b>望ましい自然体験プログラムの提供・開発促進</b>	・ガイドに係る情報発信に関する取組（屋久島、日光等） ・未利用地における適正な利用の検討（日光）	・ガイドを含む、特別な体験を提供するツアーの造成、認知度向上。	・未利用エリア、インバウンド対応も含む望ましい自然体験プログラムの提供や開発
5	<b>情報の収集、モニタリング</b>	・会合等における共有（小笠原等）	・情報の収集及び共有が十分ではないと思われる。	・利用状況、自然環境情報の収集、モニタリング（収集した情報は1～4に掲げる事業に活用）
6	<b>事務局機能、体制の強化</b>	・主に行政予算等により対応。 ・利用調整地区の場合は認定手数料による収入がある。	・より持続可能な体制の整備に向けた検討を進める必要がある。	・取組を推進するために必要な体制の確保